

（午後3時50分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）皆さま、こんにちは。本日最後の質問者となりますので、目いっぱいいきたいと思えます。

実は、きのう高野口、産業文化会館と小学校で、「第1回紀の国いっとこよいやなデバ祭」というお祭りがありました。これは、去年までやっておった「紀の国やっちゃん」の踊り子さんを中心となって立ち上げた祭りで、何と県内外というか日本全国から、踊り子だけで700人を超えてました。今までないぐらい産業文化会館が埋まってましたし、それをまた見に来られるお客さんで、どんだけおるんやろうというぐらいのイベントでした。

それも、市が絡んでいるとかではなくて、もちろん、裏からはフォローしていただきましたけれども、あくまで市民の方が主導で、本当の市民の祭りの一つやったん違うのかなというふうに思っております。来年以降も頑張っていくということですので、ぜひ皆さま方も、時間があればのぞいていただければと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は2項目です。

まず、一つ目、債権の一元管理と滞納整理。

税や各種手数料・使用料などの滞納や未収は、本市の財政に悪影響を与えるだけでなく、市民平等の観点からも早急に対応すべき問題です。私は、平成26年3月議会の一般質問で、

債権の一元管理や債権管理条例・回収専門部署の設置等を訴えました。

今回は、当時の答弁を踏まえ、不幸にもけがや病気などでやむを得ず滞納した債務者ではなく、悪質な滞納者に対し、積極的な債権回収を当局がもっと行うべきと考え、一般質問を行います。

さて、税の場合は自力執行権がありますが、税外債権の場合、自力執行権がないものがほとんどであり、かつ財産調査の権限も税の場合と比べて限定的です。

しかし、支払い能力があるのに納付をしない悪質なものについては、公正・公平の観点から断固たる措置をとるべきであり、また、同じ滞納者でも、不幸にもけがや病気などで働きたくても働けないなどの生活困窮者には保護を打ち出すなど、目に見える形での対策が必要です。

私債権の場合、時効の援用がなければ時効の成立はありません。債務者の破産、行方不明などにより事実上回収不能となっている債権に関しては、管理コストも踏まえ、早急に見切りをつけ落とすべきです。国では、債権の管理等に関する法令や規則により、督促や強制執行、そして債務者が行方不明などの場合には、債権を消滅したものとみなす制度があります。

債権回収と滞納整理は、債権管理上極めて重要です。収入未済額のさらなる圧縮を図るには、現在策定中である債権管理条例の中で、債権回収手続きと不良債権処理を総合的に規定した条例を制定し、それに基づき回収計画を立て実行する必要があると考え、以下の質問を行います。

- ①平成26年度決算ベースで、税・国保・強制徴収債権・非強制徴収債権別の滞納額は。
- ②それらの回収計画は。
- ③援用を行わずに消滅していない債権額は。
- ④時効の中断について、支払督促など簡便な措置をどの程度を行っているのか。
- ⑤債権回収の民間委託について。
- ⑥専門部署の業務内容及び債権回収条例の内容について。

2項目めです。就農施策について。

県内外にすばらしい農産物を送り出している本市の農業。しかし、高齢化や担い手の問題、耕作放棄地や中山間地域の問題など、ほかの地場産業同様に厳しい現状があります。

本市では、就農支援係を設置し、青年等就農給付金の制度を設け、若者の農業参入を促しています。しかし、「農業に興味があっても、まとまった農地が借りられない」や「農地を貸したいが借り手がない」等の問題もあります。

本市の礎を築いてきた農業は、本市の財産です。そんな農業の火を消さず、さらに農業が発展し、市内外に本市の農産物を広く知らしめるために、以下の質問を行います。

- ①就農支援係の主な業務内容は。
- ②青年等就農給付金の制度の問い合わせ数及び利用者数は。
- ③新たな担い手と農地のマッチングについて。
- ④ブランド推進室との情報共有について。

以上、1回目の質問を終わります。明確な答弁、お願いいたします。

○議長（中本正人君）11番 田中君の質問項目1、債権の一元管理と滞納整理に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）債権の一元管理と

滞納整理についてお答えします。

まず、1点目の、債権別滞納額についてですが、地方自治法第240条第1項に基づく本市の金銭債権のうち、企業会計を除く、平成26年度決算時点における滞納額は、総額で14億9,298万5,455円となっています。

内訳として、市税収入未済額が総額8億6,336万4,024円、そのうち、市民税が1億498万6,485円、固定資産税が2億8,034万661円、軽自動車税が1,037万8,901円、都市計画税が3,962万4,946円、国民健康保険税が4億2,803万3,031円となっています。

また、これら税以外の強制徴収債権は公債権として6,481万3,945円で、主なものとして、介護保険料が3,353万8,750円、保育所運営費保護者負担金が1,923万1,960円となっています。非強制徴収債権については、公債権として877万743円、私債権として5億5,603万6,743円となっています。私債権の主なものとして、住宅資金貸付金元利収入が3億3,078万89円、公営住宅使用料が5,477万2,875円となっており、このほか損害賠償金や工事違約金等も含んでいます。

次に、2点目の、それらの回収計画についてですが、市税や国民健康保険税等については、納税課において目標を定め、徴収計画に基づき回収を行っており、その他の部署においても、計画性をもって回収にあたっているところです。

また、今年12月に（仮称）債権回収対策室の設置を予定していますが、それに向け、各部署において一定の要件を満たす債権の整理を図っているところです。

次に、3点目の、時効の援用を行わずに消滅していない債権の額についてですが、消滅事項に関し、私債権は公債権と違い、時効の援用がなければ法律上債権は存在したままとなります。援用が行われていない債権の総

額としては、平成26年度末で約2,950万円となっており、このうち主な債権としては、公営住宅使用料で約1,200万円、住宅新築改修資金貸付金で約1,130万円となっています。

次に、4点目の、時効の中断について支払い督促などの措置をどの程度行っているかについてですが、市税については地方税回収機構とも連携し、法的措置を含め滞納処分を進めているところです。それ以外の税外債権については、民法上の時効中断事由である裁判上の請求や、支払い督促、和解または調停の申し立てなどの請求による手続きを行うこととなりますが、ここ数年の実績としては、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃・損害金請求において、支払い督促や訴訟など数件の実績があります。

なお、債務者が経済的理由により直ちに支払いできない場合などについては、分割納付誓約などの債務承認の手続きにより時効の中断を行っているところです。

次に、5点目の、債権回収業務に係る民間委託の可能性についてですが、昨年度のHMP48の活動の中で、家賃の徴収を含む市営住宅の指定管理者制度の導入について調査・研究を行いました。

結果は、橋本市単独での導入はコスト面から難しいというものでありましたが、他の徴収業務についても、費用対効果や個人情報保護等の問題を考慮しながら、導入の可能性を検討していきたいと考えます。

最後に、6点目の、専門部署の業務内容及び債権回収条例の内容についてですが、専門部署である（仮称）債権回収対策室は、新たな未収金の発生を抑制すること、回収困難事案の解消を目的として、本年12月の設置を予定しています。

業務内容としては、市税及び国民健康保険税以外の滞納債権について、所管課への助言

や指導を行うとともに、回収困難案件については所管課との協同管理により、法的措置を視野に入れた債権の回収と整理を進めていくことを想定しています。

（仮称）橋本市債権管理条例については、本年12月の市議会定例会に上程を予定しており、内容については、督促や強制執行、徴収停止等の債権の発生から消滅までの手続きや処分の基準を明確に規定するとともに、債権放棄に関する要件を盛り込む予定としています。これをもって債権管理の効率化・適正化を図りたいと考えています。

○議長（中本正人君）11番 田中君、再質問ありますか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。

今、答弁いただきまして、考えていることは、私とはほぼ一緒なのかなというふうに思っています。特に債権管理につきましても、スピードとコストが最重要課題になってきます。

そこでちょっと、そこでは今は違うんですけども、まず1個目として、これ、平成24年度からは少し滞納額が増えています。これは先ほどの答弁であった工事違約金とかの絡みなんかと思うんですけども、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）24年ではなくて、25年と26年比較ということになるかと思えます。私債権が増加いたしておりまして、私債権の増加理由といたしますが、工事に伴う違約金、過払い金の関係で1億6万648円が発生したことによって、その関係で増加しているということでございます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）それでは、どんどん行きたいと思えます。

今、答弁いただきまして、いろいろ聞きたいことがあるんですけども、聞いていく内容というのは、この先の債権回収条例にどのようにつながっていくかという考えのもとで聞いていきたいと思っておりますので、過去がどうこうやから追及するというのではないんですけれども、そこ、スタートをきっちりしておかんと答えが出てきませんので、そういう意味で聞かせてください。

まず、一つ目なんですけど、担保の置き換えについてお伺いします。というのも、特に住貸等で担保をとったりしておったかと思うんですけれども、例えば、その建物であったり土地であったり、その同じものかどうかは別として、抵当に入っていて、実は2番、3番やという場合に、ほかにお金になるものと置き換えることが可能だと思えるんですけれども、そういう担保の置き換えというのは、今まで行ってきた経緯はありますでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）そちらの事情について把握できておりません。ちょっと答弁を保留させていただきます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）それでは、ちょっと変えて、例えば、公営住宅の家賃もかなりの滞納があるんですけれども、まあそれだけではないんですけれども、この保証人というのが実はもういなくて、けど変わってないよというのもあるかと思うんです。これ、何で聞くかというたら、債権回収の専門部署が設置してからそれを調べていくんじゃないかと、今もされているのはわかっていますし、これは住宅だけの問題ではないんですけれども、そういった部分で調査は進めていただいておりますかというところなんです。そこについてお願いします。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）住宅の新築資金、それから公営住宅ともに、保証人の方の現住所でありますとか、あるいは生存等につきまして、昨年度から重点的に調査をしております。まだ途中でございますけれども、作業については進めさせていただいております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）これ、そこがきっちりやってなかったら次へ進んでいけませんので、よろしくをお願いします。

また、ちょっと住宅ばかり言って申しわけないんですけれども、例えば、公営住宅の家賃の滞納で、保証人への通達時期なんですけれども、以前もいろいろこの訴訟の提起の中で、遅かったというのがあったんですけれども、やはり普通に考えたら、滞納があつて二、三カ月で保証人なりに通達すべきではないかというのが、今、一般的な考えと言われておるんですけれども、現状はそのような形、とられておられますでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず、市営住宅の例で申しますと、滞納がありました段階で、直ちに督促状を送付させていただいております。滞納が3カ月以上続く場合につきましては、催告書を送付するという状況でございます。その滞納額が、前年と比較しまして3カ月以上増えた場合につきましては、来庁要請とか直接のお支払いについての協議をするわけでございますけれども、その段階で同時に連帯保証人のほうにも連絡をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）催告書が後ですかね。というのは、先に催告書出しておいたほうがええん違うんかなと。法律的な部分で、特に、一旦時効の中断という部分に入ってきたら、督促先出してしもうたら、督促からの、公営

住宅やったら2年間ですから、催告の場合、例えば訴訟にするんか、支払い督促にするんかわからないですけども、一旦半年間猶予できるかと思うんですけども、今の答弁やったら、先に督促出て、そこから催告ということで間違いはないですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙 隆君）まずは督促を出した後に、3カ月以上の場合に催告書を出させていただきます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）わかりました。すみません。

特に、次なんですけども、給食費の滞納についてお伺いしたいんですけども、給食費、25年から26年で二十四、五万円、ちょっと滞納が増えておるのかなというふうに思います。

そこで、市の給食費の徴収規則を見せていただいたら、納期限までに給食費を納付しないときは、保護者等に対し未納通知書を発する。この場合において、年度末においてもなお未納がある場合は、保護者等に対し督促状を発するという文言があります。

まず、お伺いしたいのが、未納通知は毎月二十何日か、今、引落になっているかと思うんですけども、それが落ちなかった段階ですぐ出されているんですか。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）この、学校給食の徴収規則につきましては、今年度から制定をさせていただいたものであります。先に未納通知書を発送する前に、納付書を発行させていただきまして、先に納付書を改めて再発送させていただいた後に、未納通知書を発送するというようにしております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）この中で、今年からということなんですけど、年度末において未納

がある場合は、保護者等に対し督促状を発するとあるんですけども、この年度末というのは3月なのか、年度またいで翌年の4月なのか。また、その出し方ですね。というのは、これもまた2年間で時効になりますので、例えば、4月の分を翌年の4月に出したら、そこから2年間スタートしますけれども、一緒に出してしもうて、数字を全部入れた中に出したら、3月の分に関しては時効の中断の効果というのは、さほど認められないと思うんです。そのあたりは、今どのようにお考えですか。今からということなんですけれども。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）徴収規則を定めまして、それから、今年度から、給食費については月額で徴収するというようにさせていただきました。その月額の徴収については、夏休み、8月を除いた11カ月分を、4月から2月までで徴収するというようにしておりますので、2月まででの滞納を3月にということと考えております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ということは、2月に滞納があった場合というのは、そこで督促出すのが、効果的に薄いのではないかという気がするんですよ。これは、この先、回収室ができて、また形が変わるのかもしれないんですけども、それはちょっと滞納があつて、2年間ある。どこかで督促状を出したら、そこから一旦中断して、さらに2年間という形になるんですけども、もちろん、これは私債権なので规则的なものはないんですけども、ちょっとそれはまた、室ができた段階で対応していただきたいと思います。

続いて、破産事件についてなんですけれども、平成26年の3月議会で、私の一般質問の中で、破産事件があった場合、どんな対応、交付要求、配当要求やってるんですかという

ことに関して、当時、企画部長が「税のほう  
は配当要求をして、それは充当されたんです  
けれども、残りの配当がまだあったという事  
例はありますので、そのほかの債権がひょっ  
としたら徴収できた可能性はあると思います。  
残念ながら、そこまでの調査は現在できてい  
ない」ということなんです。

特に、破産手続きがあった場合に、やはり  
配当要求しておかんことには何ももらえませ  
んし、過去においては、それを知らずに、ま  
だ数字として残ってるけども、実は債務放棄  
せんなんものもたくさんあるかもしれないん  
ですけれども、この3月の一般質問させてい  
ただいて以降、税務課のほうへは情報が入る  
と思いますので、各課への情報共有というの  
はなされてますでしょうか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）裁判所のほうから  
本市の納税課のほうに通知が来るようになって  
おりまして、その通知に基づいて、納税課  
のほうから私債権を有するそれぞれの担当課  
にお知らせをいたしております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）でいきますと、今度は  
上水のほうでお伺いしたいんですけれども、  
情報が入ってきた段階で、まず配当要求を裁  
判所にしたりは、今は現状されてますか。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）破産情報につ  
きましては、上下水道部のほうへも情報は  
いただいております。下水道料金また水道料金  
につきましても、公債権と私債権という関係  
がございましてけれども、下水道料金につ  
いては強制的徴収債権になっておりまして、下  
水道料金の強制的な徴収についてございま  
すけれども、ご家庭で水道を使用した水を下  
水に流すというようなことになりますので、  
水道料金と下水道料金をあわせて請求をす  
ること

になります。よって、水道料金と下水道料  
金のお支払いのできない方については、最  
初に督促状を送り、最後には催告書を送り、  
また、それでも納付いただけない方につ  
きましては、水道を停止するというような  
形になっていきます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ちょっと違うん  
ですけどね。破産情報、破産手続きの情  
報が流れた段階で、裁判所に対して、例  
えば上水の場合、配当要求というのを、  
そういうのをされたことはありますか  
という質問なんですけれども。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）裁判所  
に対して交付要求のほうは、上下水道部  
のほうはしておりません。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）それはそれで、  
またここからの話になるんですけども、  
きょう、朝日デジタル見ておいたら、  
水道代の地域格差10倍とか、老朽化、  
人口減、各地で値上げというので、  
水道代というのが、今、豪快に変わ  
っていつている分があると思うんです。  
ですから、将来、例えばこれできょう  
見たのは、北海道美唄市では10月か  
ら水道料金を一律30%上げるです  
とか、そういうところが入ってきてお  
りますので、結構ここは気をつけて  
やっていかんと、特に下水の問題も、  
以前の一般質問で同僚議員の質問  
でも、将来上がりますよというの  
もありますし、ここについてちょっ  
と気になったので質問させていただきました。  
まあ、わかります。その辺については。

次に、保育料の強制徴収について  
なんですけれども、保育料は強制  
徴収権ありますけれども、今、  
1,900万円ばかり滞納がある  
というのですが、今、その動き  
はされておりますでしょうか。  
裁判所とか関係なしで。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）保育料の関係でございますけれども、実際、督促あるいは催告、あるいは訪宅等々で徴収嘱託員が1人配置してございまして、随時訪宅しながら滞納の回収に取り組んでいるということでございます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ということは、強制徴収まではまだ至っていないということでよろしいですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現在、強制徴収の実施には至っておりません。現在、実施に向けて検討中でございます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）滞納額のほうを見せてもらったら、保育所保育料なんですけれども、延長保育という滞納はないんですかね。延長保育の場合は私債権に含まれるかと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）延長はございませんが、短時間保育部分でございましては、現在、26年度は解消に至っております。

それともう一点、補足なんですけれども、保育料につきましては、実は児童手当の支給の際に、本人の合意のもとに一部滞納の解消に充てるという、同意のもとに解消をするという手続きもとってございます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ありがとうございます。

次に質問させていただきます。先ほどの質問で、民間委託等々についてはよくわかったので、これについては質問はいたしません。

次にお伺いしたいのが、専門部署の役割というところなんですけれども、先ほど答弁いただいた中では、債権回収の専門部署が、現

課の回収困難債権をフォローする形で一緒に共同でやっていくということだったんですけれども、ばちっと聞きたいんですけれども、回収専門部署、何年置いておきますかというところですか。

他市を見た場合に、だいたい二、三年でもうやめて、それまでにきっちりと整理して、すぐやめて、あとは現課という形をとっているところが多いかと思うんですけれども、これは今年の12月以降、正式に動き出すのは4月になるかと思うんですけれども、だいたい何年ぐらいをめどと考えてられますか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）債権回収対策室につきましては、あくまでプロジェクト的な組織でございます。したがって、3年をめどに、集中的に税外債権の回収困難案件に取り組むことと考えてございます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ということは、ほんまスタートした段階では、各課にある債権、それもある程度、統一した形でまとめておかんことには、スタートしたけども、今から回収室がこうしてくださいねと現課に振ってたら、とても間に合わないと思います。ですから、その辺もきっちりと指導していただきたいんですけれども、また、弁護士について、今ホームページ等で募集は出されております。東京都弁護士会では、自治体連携プログラムということで、弁護士会から各自治体に弁護士を派遣している形をとってますが、残念ながら和歌山県の場合は、今ないのかなと思います。

私、8月の末のほうに、実は東京のほうで債権回収滞納整理のセミナーを受けてきました。また、その後、ちょうど大学の同級生が弁護士やっているのがおったのと、もう一人、大学の後輩で、東京都の徴収部、債権、税の

ほうなんですけれども、徴収やってるやつがおりまして、2人来てもらってちょっと話を聞いたんです。今の橋本市の、私はこう思うんやけど、弁護士としての意見、片や、税のほうですけれども、徴収部としての意見を聞かせてくれへんかというのを言ったら、2人そろえて言ったのは、遅いと。もっと早うせなあかんやんというのを言われました。

ですから、やはりこればかりは早うやっていかなあかんのですけれども、この、弁護士のめどというんですかね、これ、もう今9月、12月には室をつくっていきたいということであれば、ほんまに時間がないかと思うんですけれども、現状ではまだ来ていないかと思うんですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）現在募集中でございますけども、まだ正式に申し込みはございません。ただ、市のホームページ、それから日本弁護士連合会にも依頼をさせていただいて、橋本市の募集状況等々も掲載していただいているところでございます。

また、市の顧問弁護士にも一応お声をかけさせていただいて、いい人がいれば紹介をしていただきたいということで、一応お声をかけさせていただいてございます。

現在まだ募集しておりますけども、応募はまだございません。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）時間があまりないです。こればかりは、弁護士さんもいろんな方がいらっしゃいますので、急いでいって下手打ってもあかんしというものもあるんですけれども、特に、若い弁護士であったりですとか、あと、事務所に所属しておって、これから独立をめざしている弁護士というのは、今回、市のホームページ見せてもらったら、44万円

の給料かな、では来てもらいやすいのかなという気もしますので、こちらについては、検索プログラムでヒットするところも結構あるかと思っておりますので、慎重にかつ早く当たりをつけていただきたいと思います。

続きまして、債権管理条例、回収条例の中身なんですけれども、どうしても条例のほうは、広くうたえないというんですかね。どこの自治体のやつ見ても、最初に市長の責務みたいなことから始まって、どういう形でやっていくよというのが載っておるんですけれども、細かいところ、特に私債権とかに関してなんですけれども、時効がまちまちである。給食費とか上水は2年ですし、また、病院の診察料の滞納については3年、ほかは5年とかなっておるんですけれども、そういった中でいきますと、回収条例と並行して、規則等で債権放棄とか徴収停止に関する具体的な内容をつくっていかないと、条例だけができて、たちまち動けないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）条例だけで明記していくのには、全てを明記するのは困難と思います。そのために規則等をつくっていくという考え方でございます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）その中では、やっぱりそういう私債権の回収方法であったり、また、徴収停止、ある意味落とす部分なんですけれども、その辺もきっちりとうたっていったらいいかなと思います。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）議員おただしのおり、細目につけていろんな、それぞれの税によって条件も違いますので、その辺を規則等々でうたっていきたくと。特に、条例の中では債権放棄というのを、きちっと明確にう



たう必要があると思っておりますので、その辺を  
してまいりたいと、かように思っております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）今、債権放棄とお言葉  
いただいたんですけれども、これは、どれを  
落とす、もちろん落とすのはええことではな  
いんですけれども、やむを得ない状態であつ  
たり、例えば金額が数千円しかないさかいに、  
そこへこだわっていくのも、違うところ行つた  
ほうがええというのもあるんですけれども、  
その、落とすための条件、審議会をつくるで  
すとか、そういった方向では考えておられま  
すでしょうか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）そのような審議会  
とか、そういう諮問する機関の設置は考えて  
ございません。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）となりますと、室の中  
で協議して、これは落とす、これは落とさな  
い、という判断をされるという考えでよろし  
いですか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）債権放棄の項目と  
いたしましては、生活困窮者で資力の回復が  
困難な場合、それから、破産法によって債権  
の責任を免れた場合、それから、消滅時効に  
係る時効期間が経過した場合、それから、強  
制執行しても資力がなく、弁済の見込みがな  
い場合等々、そういう条件をきちっと明確に  
させていただいて、その条例に合致するも  
のであれば、債権放棄をしていくというよう  
にしてまいりたいと思います。

○議長（中本正人君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）債権放棄に係  
る審査につきましては、先ほど部長が答弁さ  
せていただいたとおり、市の対外的な審査会  
を置くというところは、今予定はないんです

けれども、やはり少なくとも内部ではそういう  
審査会のようなものを持って、そこの判断を  
していきたいというふうには考えております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）債権放棄の場合なんで  
すが、先ほど部長答弁いただいた前段の部分  
については、もちろん実際取れへんからわ  
かるんですけれども、金額の多い、少ないを  
とるのか、その辺がちょっと曖昧というんか  
な。やろうと思ったら、極端な話ししたら全  
部落とすことも可能ですし、いや、たとえ100  
円でも取るんやでというの、その線引きが  
すごい曖昧だと思うんです。そこをどういっ  
た形で見えるようにしていただけるのか。

変な言い方ですけども、ないのはわかって  
おるんですけども、市内部でやった場合に、  
それこそ慣れ合いにならんかなという心配も  
ありますし、その金額の多い、少ない、もち  
ろん、赤字になるさかいとかわかるんやけれ  
ども、線引きがちょっと曖昧なのかなとい  
う気はするんですけれども、いかがですか。

○議長（中本正人君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）先ほど企画  
部長からもお話あったんですけども、規則等、  
などという表現をさせていただいたんですけ  
ども、当然、金額というのも一つの判断根拠  
になると思っております。それについては要  
綱等で、要綱も、これは公表しておりますの  
で、そういったところで作り込み判断をし  
ていきたいというふうには考えております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）次に、ちょっとお伺い  
したいのが、今後、例えばなんですけども、  
例えば上水道、例えば給食費とか、いろい  
ろな私債権の部分あるんですけれども、これら  
に、何て言うんでしょう、契約書というたら  
おかしいかな、例えば、これだけ滞納したら  
もう、例えば私債権やったら私債権の一元化

しますよとか、そういった動き、これは室ができてからになるかもしれないんですけども、そういった考えってありますでしょうかね。

というのも、やはり滞納される方というのは、どうしても市の中でも多重債務に陥る可能性があります。ということは、事前に文書で交わしておけば、例えば差し押さえ等も可能ですし、そういうのが可能なんですけれども、税と私債権を一緒にするというのは、個人情報の問題で難しいとは思いますが、私債権同士は可能ではないかというのが、今、一般的な考えだと思いたすけれども、そのあたり、新規契約の部分について、文書で、滞納があった場合にこういう措置をとりますとかというのを交わすことは可能でしょうか。

○議長（中本正人君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）私債権の、俗に言う名寄せについては、法的にはデリケートな部分があると考えております。ですから、その部分について条例の書き込みを行ったからといって、必ずしもそれが合法になるとは言えない部分もあるのかなということで、今、議員おっしゃったとおり、新たな契約、あるいは債務契約、債務といいますか、債務が発生するような契約については、やっぱり事前にそういった名寄せ作業を行うということの承認、あるいは、もし未収になれば、どこどこから天引きしますよであるとか、そういった一番最初の段階でその同意をいただく、書類的にですね。そういうことが非常に大事やと思いますので、そういう方向で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）よろしくお願ひします。

また、同じく今度、現在の滞納者で、例えば納付の相談とか来られるときも、こうい

のをされたらどうかなと思うんです。回収するためのプログラム、このことは、例えば分納になった場合でも、債務者の方もわかりやすいと思いますし、また、それでもどうしても無理やでというところで、例えば、自己破産であったり、生活保護であったりという方向もできるかと思うんですけれども、現在、市の中でも滞納していて、その相談があった場合にも、何らかの、こういう方向が有利ですよとか、例えば、こういうことになりますよとかという、何て言うんでしょう、債務承認書というのかな、そういう形で作られたりする予定はありますでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）市税とか国民健康保険税につきましては、納期限までに納付しない場合、督促状を交付いたします。それでも納付せずに放置していると、催告書の発送や自宅、職場への訪問、給与照会、さらには滞納処分というふうに移行いたします。滞納処分へ移りますと、地方税法や国税徴収法に基づき、財産の調査や自宅、会社の捜索を行い、その財産を差し押さえをするというふうな流れになります。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）を、私債権の場合はどうなのかなという質問をしたかったんですけども、ちょっと時間がないので次に行きます。もう最後にします。

これも副市長にお伺いしたいんですけども、この室、また条例ができるまでに、先ほども言わせてもらったんですけども、ある程度の、こういうところまで現課は調べておいてくださいねとか、先ほどの整理、過去に破産事件があつて、実はもう債務者自体がないのに、物としては残ってしまっているとかの調査の部分でやっていただきたい。そうしないと、室ができて、一応目標が3年という

ことなんですけれども、時間をもったいないかと思えます。そこで、室ができるまで、整理という部分で各課に指示を出してほしい。これはどうしても副市長に聞いたほうがいいのかなと思いましたが、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）この問題につきましては、以前から相当力を入れて進めてきているところでございまして、昨年度も専門の弁護士を招きまして、研修を進めておりますし、その前には、指針となりますマニュアルもつくっておりますので、そういうことも含めまして、現在、議員ご提言の点について、今後、早急に基準をつくりまして、その中で、どこまでどういうふうな形で整理するという統一した考え方を示していきたいと考えております。一応、12月発足ということになってますので、ただし、先ほど議員のほうからもおただしがございましたですけども、本格的始動が4月になるかもわかりませんが、それに間に合うように、できるだけそういうことを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）よろしくお願いたします。1個目終わります。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）先ほど保留になっておりました件についてお答えいたします。

住宅新築資金等の貸付事業におきまして、当初、土地建物について抵当権等を設定しておりますけども、その後、置き換えを行ったという事例はございません。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、本市の就農施策に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（笠原英治君）登壇〕

○経済部長（笠原英治君）就農施策についての質問にお答えします。

まず、1点目の、就農支援係の主な業務についてですが、本年4月より、経済部農林振興課に就農支援係を新設し、農業の再生、特に耕作放棄地や休耕地の再利用をこれまで以上に進め、次世代の担い手を育成するとともに、農家所得の向上をめざすこととしております。

このため、農業生産条件の不利な中山間地域等の維持・保全のために交付される中山間地域等直接支払制度や、新たに就農した青年等に対する青年等就農給付金など、既存補助事業を有効に活用しながら、現在、JAや農業委員会などの関係機関と連携をとり、農地及び担い手に関する問題に取り組んでいるところです。

次に、2点目の、青年等就農給付金制度についてですが、本制度は、農業経営者となることに強い意志を持った原則45歳未満の方が、独立・自営就農し、一定の要件を満たした場合、1人当たり年間150万円の給付を最大5年間受けることができる制度です。

本市では、現在のところ3名の方が当制度を利用しており、今後、地域の中心的な農業者として活躍されることを期待されています。

また、本制度に関する問い合わせ件数ですが、電話、窓口での問い合わせが月に一、二件程度あります。徐々に増えているものの、給付要件を満たさない方も多く、今後さらに、制度内容のわかりやすい広報活動が必要と考えています。

続いて、3点目の、新たな担い手と農地のマッチングについてお答えします。

市農地銀行等による売買、貸借などの農地のマッチングについては、平成26年度実績で、農地法によるものが17件、農業経営基盤強化促進法によるものが110件で、合計127件、面

積にして約23万㎡となっています。一方、平成26年度から始まった、和歌山県農業公社の農地中間管理事業による農地の貸借状況は、市内で2件、面積にして約8,000㎡の実績となっています。耕作できなくなった高齢者等から意欲的な農業者への農地の利用集積が決して進んでいないわけでありませんが、農地を貸したい方も農地を借りたい方も、今の制度を不便に感じていることも事実です。

主な原因として、2点あると考えています。1点目は、農地中間管理事業の相談窓口がJA等となっているのに対し、これまでの農地銀行等による農地利用集積事業の相談窓口が市農林振興課農業委員会係となっており、窓口が一元化されていないため情報が混在し、マッチングに支障を来すこと。2点目は、いわゆる貸したい農地の情報を、現在は個人からの申し出に頼っており、近隣に集積できる空き農地が複数あっても、それぞれの所有者から申し出がなければ、まとまった農地を借りたい農家に情報提供できないことが挙げられます。

そこで、今年度、関係機関との情報共有を強化し、貸したい農地の掘り起こしを優先的に実施しています。具体的には、関係機関との情報共有について、本年4月よりJA担当者と月1回の会議を開催し、それぞれが持つ情報を報告することで、農地のマッチングをスムーズに行える体制づくりに努めています。

また、貸したい農地の掘り起こしについては、毎年秋以降に行われる農業委員による農地調査にあわせて、遊休化した農地やそれに準ずる農地をランク付けし、所有者の意向調査を経て、できるだけ集約し、わかりやすい形で意欲的な農業者に情報提供していきたいと考えています。

最後に、4点目の、ブランド推進室との情報共有についてですが、はしもとブランド推

進室は、本年4月の設置以降、新産業の創出、新商品の開発、地場産品・特産品のブランド化、県との連携による販路開拓等、積極的に取り組んでいます。

一方で、農林振興課就農支援係では、さきにも述べましたが、耕作放棄地などの再利用を進め、次世代の担い手を育成するとともに、農家所得の向上をめざしており、より生産者に近い立場で支援しています。

橋本市の農産物が、より消費者の目に届きやすくなった今、生産者が消費者を意識し生産活動を行えることが、本市農業が活性化される一つの方策だと考えています。

このことから、ブランド推進室との連携だけでなく、商工観光部門との連携も常に意識し、経済部として、情報や業務を共有しながら本市農業の活性化に取り組んでまいります。

○議長（中本正人君）11番 田中君、再質問ありますか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ちょっといっぱいあるんやけど、あまり時間がないので、さくさくと行きたいと思います。

まず、1個目なんですけれども、中山間の直接支払制度、緩傾斜地、緩傾斜の用地なんですけれども、本年が多分5年の見直しの時期に来ているかと思います。もう既に高齢化率が30%を超えている集落もありますし、5年後の本市の農業を考えた場合には、もっともっと高齢化が進んで、耕作放棄地が発生する可能性もあります。

そこで、今すぐではないんですけども、今後、この制度を改めて検討すべきだと思うんですけども、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）地域の直接補助金については、現在、ガイドラインの中で急傾

斜地、田んぼで20分の1以上の傾斜、畑で15度以上、これが急傾斜地になっております。あと、緩傾斜地としまして、田で100分の1以上、畑で8度以上の耕作地については、緩傾斜として位置付けることができるんですが、現在橋本市では、この急傾斜のみを直接払い制度として取り扱っています。全体で85の集落が対象になっており、農家にして944の方が対象になっております。全体で中山間の交付金として、約5,400万円お支払いしておいて、そのうち、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1になっています。市の分が1,344万4,000円になっておりますので、この緩傾斜地を加えていきますと、非常に市の負担が大きくなってこようかと思えます。

そういった意味と、橋本市の場合、緩傾斜地が本当に平地に比べて不利な耕作地であるかということも、紀南のほうの緩傾斜地に比べて、決してそうでないかもしれません。そういったことも含めて、現在、急傾斜地のみを対象にしておるんですが、ただ、今後、高齢化とか耕作放棄地率が非常に上がってくると、そういった部分についても検討が必要になってくるかもしれません。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）どうしてもやっぱり5年先とかの農業も見ていかならんので、その辺はよろしく願いいたします。

次なんですけれども、就農給付金なんですけれども、今、親元就農の場合は出ない。そやけれども、親元就農やけれども、例えば法人格をとってきたら出る。結局、今新たに橋本市で農業をやろうと思った場合、農地のマッチングという話も先ほどいただきましたけれども、親元就農になる可能性が高いのかなという気がします。

そこで、この制度自体は、現状では親元就農はあかんということなんですけれども、将

来について、そこについても一度考え直さなあかんのかなど。というのは、親元就農でこの補助金もらったら、親に引退してもらわんなんとかというのについて回りますけれども、その辺について、簡潔にお答えください。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）今ご質問ありました内容で、田中議員もご存じやと思うんですけど、決してこの青年等の就農給付金が、親元の就農者が対象にならんわけではありません。どういった場合が対象になるかということ、親の経営から独立した部門で農業を行う場合。例えば、親が水稻をしておいて、子どもが柿栽培、新たにしますという、こういった場合は対象になってきます。それと、親が水稻、柿をやっておいて、それを後継としていく場合であっても、親の経営に従事してから5年以内に農地の所有権を移転する場合は、これも対象になってきます。いわゆる、新規農業参入者と同じリスクを背負う場合は、親元就農の場合でも対象になってまいります。

橋本の場合、果樹、特に柿が主要作物でありますので、剪定から出荷まで作業量が非常に多いです。担い手の高齢化も重なって、非常に苦慮している状況ですので、この農家の後継ぎの方が後継として入っていただくことが、本当に、この耕作放棄地の対策に一番近道ではないかと思っております。

ですから、そういう条件をクリアしながら、できるだけ親元就農していただけるような方を、積極的に市としては支援していきたいと思っております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）そこで問題になるのが、さっきのマッチングなんですよね。例えば、柿を持っているけれども、田んぼないとかという部分もありますので、でも農業したい。でも親父さん、まだばりばり現役いける、と

なった場合には帰って来れなかったりというのがありますので、そのあたりについては、ぜひマッチングのほうも力をよろしくお願ひします。

次、お伺いします。橋本市認定農業者制度について、橋本市が、この農業者は積極的に頑張っているよということ、例えば農産物に張るシールであったりというのをやっていけば、農業意欲のアップにもつながりますし、また、ほかの農業者ももっと頑張ろうかということになるかと思うんですけれども、県ではプレミア和歌山という形でやっていますけれども、市では独自で考えられたりしていますでしょうか。簡潔にお願いします。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）認定農業者も法律によって効率的、安定的な経営者を認定しておりますので、おいしいとか、消費者が喜ぶという作物をつくる人から認定農業者になるというものではございません。

そういう意味からして、今ご指摘あったように、例えば、プレミア橋本という商品をブランド化していくことについては、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。また、それらの方々にも情報の発信、特に、例えば、今民間はこんなんやっていますよとか、例えば、農業1個だけやったら量がまとまれへんけれども、こんだけ集まったら、まとまったらこういう買い手がありますよとかという、そういう情報の発信もしていただきたいなと思います。これは要望しておきます。

次、ブランド推進室のことなんですけれども、やはり外へ出て行かれる機会が多い中で、よその情報というのはいっぱい、まあ、まだできたばかりなのでそうでもないかもしれな

いですが、やっぱり他所の農産物というのを目にする機会が多いと思います。ですから、農家の所得が上がるような裏耕作であったりとか、新しい情報を支援係を通じて農業者に発信していってもらいたい。発信している部分もあるかと思うんですけれども、そのあたりについて、よろしくお願ひいたします。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）百貨店やスーパー等のバイヤー、食品の加工業者から、そのニーズを適切に聞き取りまして、消費者を意識した生産活動とか、6次産業化の新たな活動に貢献できるように、このブランド推進室と農林振興課は協働でやっていきたいと思っています。

農産物の特性、特徴を十分熟知して、誰に、どのように、その商品を訴求していったらいいのかということをも十分検討しながら、経済部一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）特に、その農業者に情報の発信をしていってほしいんです。いかがですか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）壇上でも答弁しましたとおり、JAとも今、1カ月に1回会議していますし、先日もカフェミーティングといって、青年就農者であったり、これから農業に取り組もうという方に集まっていたり、市長も入っていただいて、非常に積極的な意見が出ましたので、そういったことを続けてまいりたいと思います。

○議長（中本正人君）11番 田中君の一般質問は終わりました。

○議長（中本正人君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明  
9月8日午前9時30分から会議を開くことに  
いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時51分 延会)